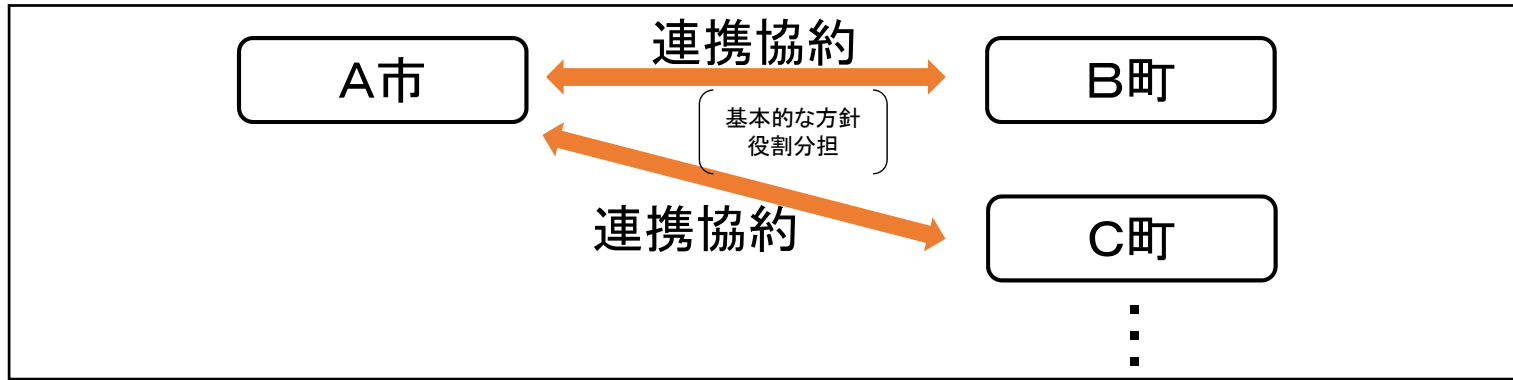


広域連携の現状と課題について

参考資料

連携協約

○ 連携協約のイメージ



○ 取組事例

鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約（平成28年4月1日）

【背景】

鳥取県と県内全市町村では、連携してシステム共同化等に取り組むため、協議を進めてきたところであるが、平成28年度からシステムの共同調達など具体的な取組を開始。この連携の取組をより強固なものとするため、県と県内全市町村がそれぞれ連携協約を締結。

【連携協約に記載した主な取組内容】

- ・ 情報システム共同化に向けた検討
- ・ 情報システムの共同調達・共同運用の実施
- ・ 情報セキュリティ対策の推進

【連携協約締結で期待される効果】

- ・ 団体間の意思として協約を締結することにより、より安定的な体制の維持が期待できる。
- ・ 紛争発生時に、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができる。
- ・ 連携協約により団体間の連携が強固なものとなり、システム共同調達や運用コストのさらなる削減にも期待。

※ 鳥取県HPより抜粋

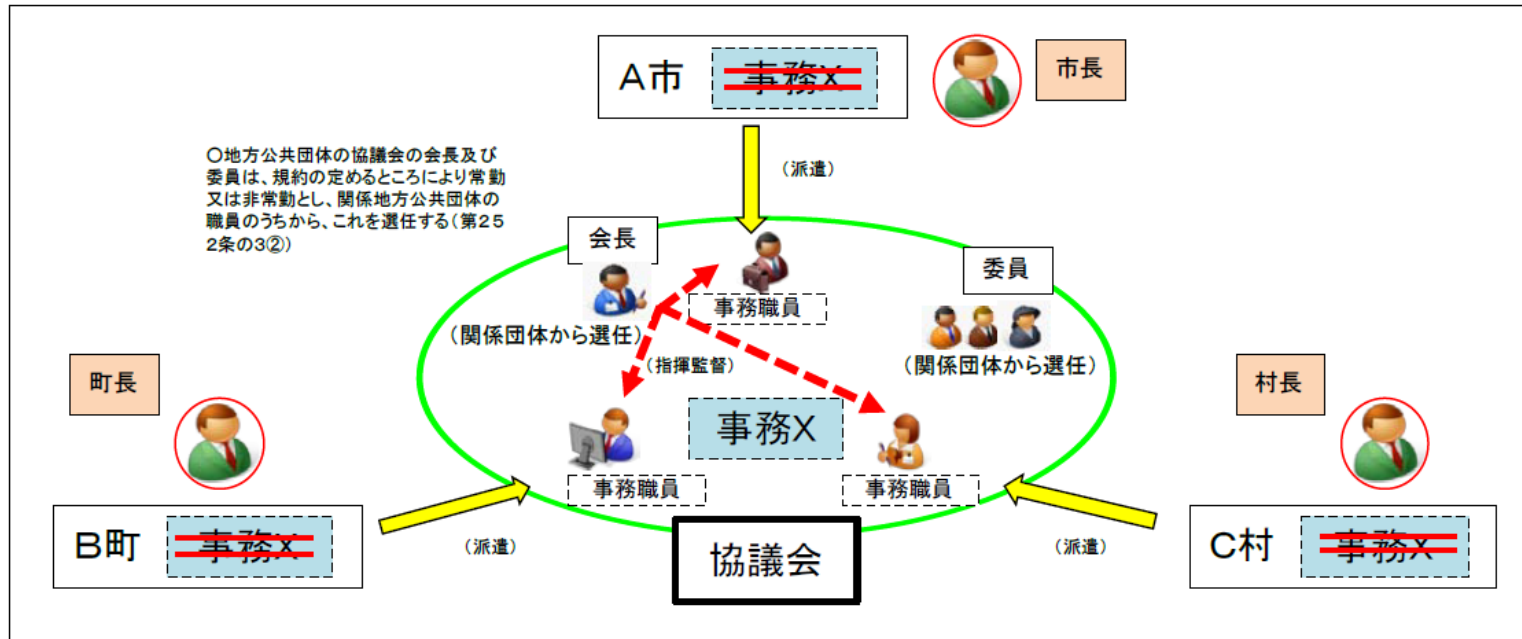
○ 連携協約の主な処理事務件数(平成30年7月1日現在)

協約数(※)	主な処理事務と件数								
	消費生活相談	職員研修	観光	障害者福祉	学校	教育研修	老人福祉	情報基盤整備	調査研究
79	43	26	22	22	21	21	19	19	19

1 ※出典:総務省「平成30年度地方公共団体間の事務共同処理の状況調べ」 ※連携中枢都市圏の形成に係る連携協約は除く。(連携中枢都市圏を構成する団体:240団体)

協議会

○ 協議会(管理執行協議会)のイメージ



- ※協議会には、
- ①事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」
 - ②関係普通地方公共団体間の連絡のための「連絡調整協議会」
 - ③広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」がある。

○ 取組事例

おうみ自治体クラウド協議会(平成27年設立)

【構成団体】

滋賀県草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、近江八幡市、米原市(7市)

【主な共同処理事務とその効果】

○共同利用しているクラウドシステムの運用サポート、オペレーションなどを共同化することによる事務の簡素化及び割勘効果



※ おうみ自治体クラウド協議会事務局資料などをもとに総務省作成

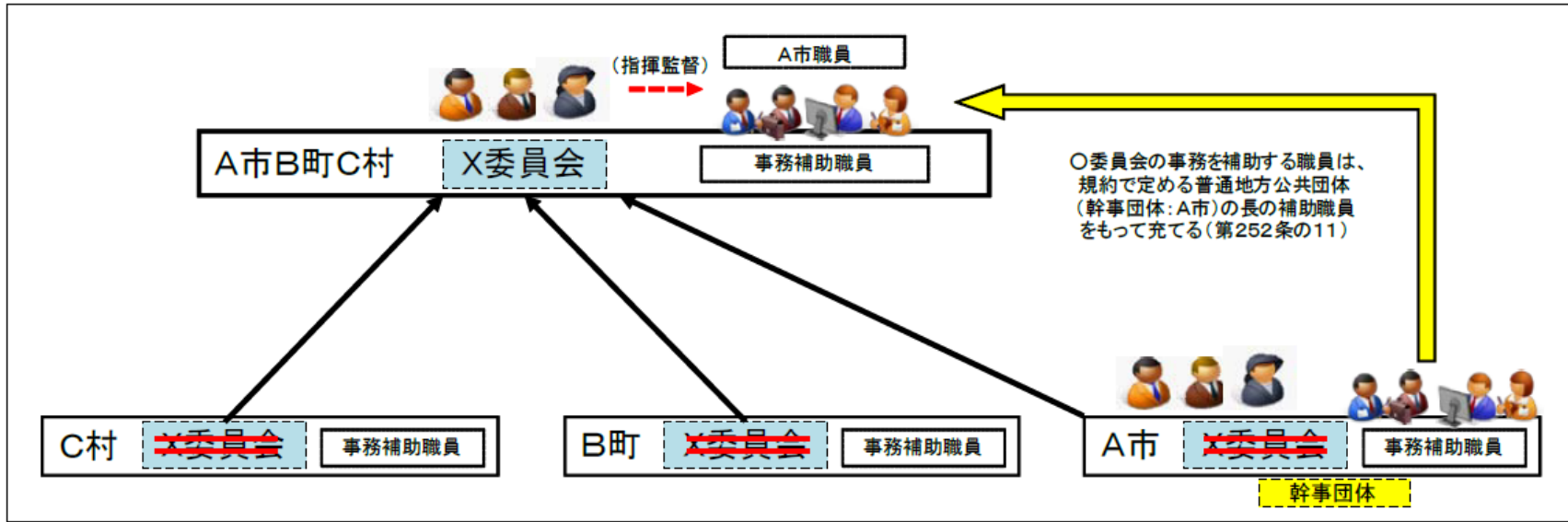
○ 協議会の主な処理事務件数(平成30年7月1日現在)

設置数	主な処理事務と件数(※)								
	消防	広域行政計画等	救急	社会教育	視聴覚教育	市町村合併	農業用水	下水道	小学校
211	41	27	25	10	9	9	8	7	7

※出典:総務省「平成30年度地方公共団体間の事務共同処理の状況調べ」※複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため、設置数と一致しない場合がある。2

機関等の共同設置

○ 機関等の共同設置のイメージ



○ 取組事例

富山県町村公平委員会（昭和41年設立）

【構成団体】

舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町ほか10団体

【共同設置する機関】

○人事委員会を共同して設置

さんし
三河介護認定審査会（平成11年設立）

【構成団体】

三重県四日市市、菰野町、朝日町、川越町（1市3町）

【共同設置する機関】

○介護認定審査会を共同して設置

○ 機関等の共同設置の主な処理事務件数（平成30年7月1日現在）

設置数	主な処理事務と件数（※）								
	介護区分 認定審査	公平委員会	障害区分 認定審査	行政不服 審査法上 の附属機関	児童福祉	障害者福祉	老人福祉	公害	公務災害
446	127	115	106	12	9	6	4	4	4

※出典：総務省「平成30年度地方公共団体間の事務共同処理の状況調べ」※複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため、設置数と一致しない場合がある。

個別法における機関等の共同設置に関する規定

○介護保険法(平成9年法律第123号)

(介護認定審査会)

第十四条 第三十八条第二項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）を置く

(共同設置の支援)

第十六条 都道府県は、認定審査会について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

2 都道府県は、認定審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

○地方公務員法(昭和25年法律第261号)

(人事委員会又は公平委員会の設置)

第七条 都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

2 前項の指定都市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）十五万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口十五万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して次条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

(市町村審査会)

第十五条 第二十六条第二項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給に関する審査会（以下「市町村審査会」という。）を置く。

(共同設置の支援)

第十七条 都道府県は、市町村審査会について地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

2 都道府県は、市町村審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

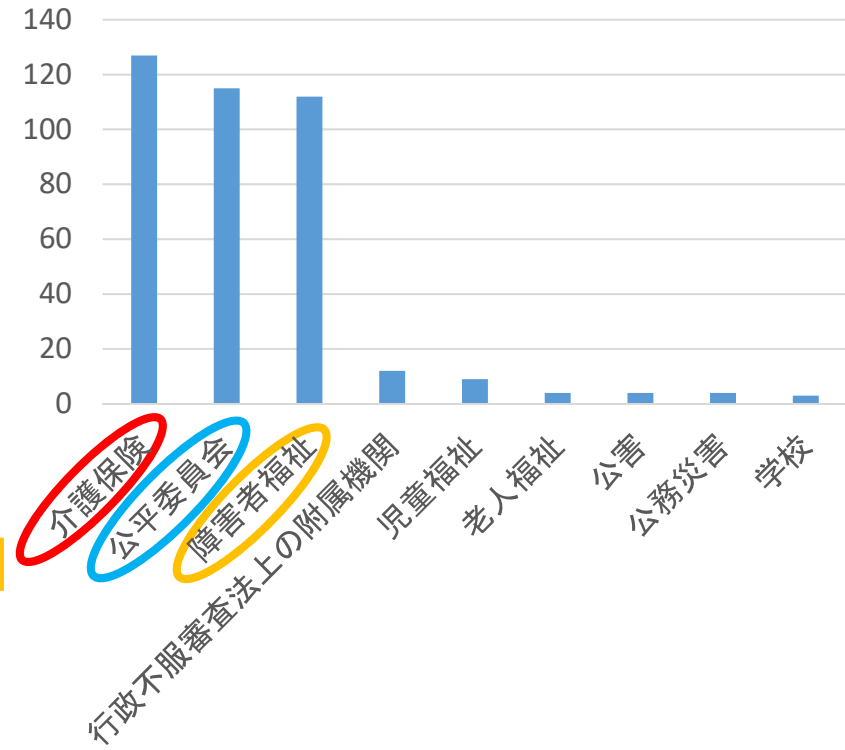
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(市町村の教育行政の体制の整備及び充実)

第五十五条の二 市町村は、近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による教育委員会の共同設置その他の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県委員会は、市町村の教育行政の体制の整備及び充実に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

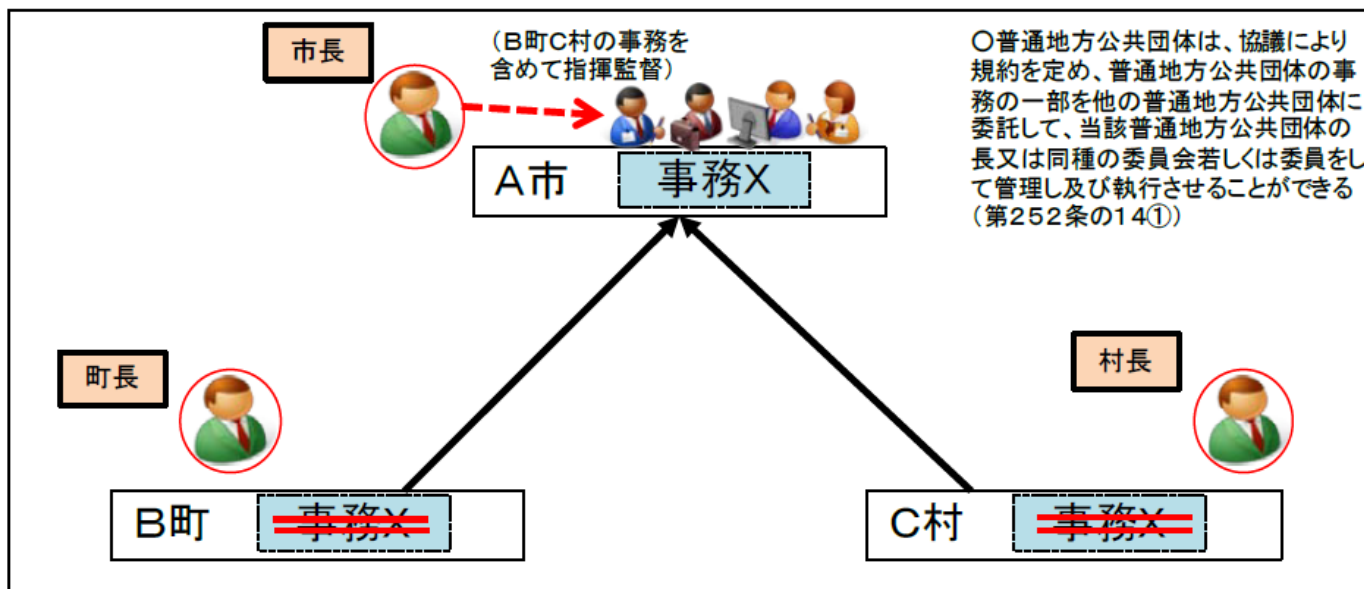
事務の種類別 機関等の共同設置の状況



※出典:総務省「平成30年度地方公共団体間の事務共同処理の状況調べ」

事務の委託

○ 事務の委託のイメージ



○ 取組事例

沼津市と長泉町との間の住民票の写し等の交付に関する事務の事務委託(平成11年)

【構成団体】

静岡県沼津市、長泉町

【委託する事務】

○住民票の写し及び印鑑登録証明書の写しの交付請求の受付及び交付を相互委託

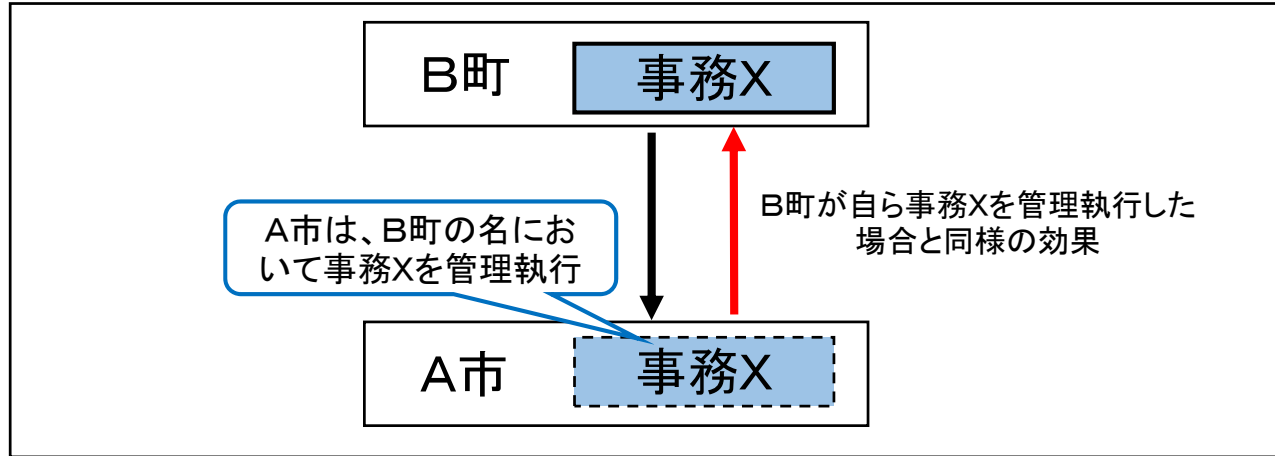
○事務の委託の主な処理事務件数(平成30年7月1日現在)

委託件数	主な処理事務と件数								
	住民票の写し等の交付	公平委員会	競艇	公務災害	行政不服審査法上の附属機関	下水道	消防	救急	農業用水
6,628	1,402	1,180	861	363	293	266	166	157	139

5※出典:総務省「平成30年度地方公共団体間の事務共同処理の状況調べ」

事務の代替執行

○ 事務の代替執行のイメージ



○ 取組事例

水道事業の広域化が難しい山間部の小規模自治体である天龍村について、長野県（公営企業管理者）がその簡易水道施設整備に係る事務を代替執行（H29.4.1～）。

【背景】

集落が山あいには点在していることに加え、人口減少に伴う給水人口の減少や専門知識を有する技術者の不在等により、天龍村の水道施設はほとんど更新が行われていない状況。

【取組の主な効果、メリット】

村）専門的知識を有する技術職員の不足による課題解消。設計積算に係る委託費等の経費の縮減。

県）地域の特性に応じた技術の習得等、技術職員のスキルアップ

【対象事業の概要】

事業名：鶯巣簡易水道再編（更新）事業

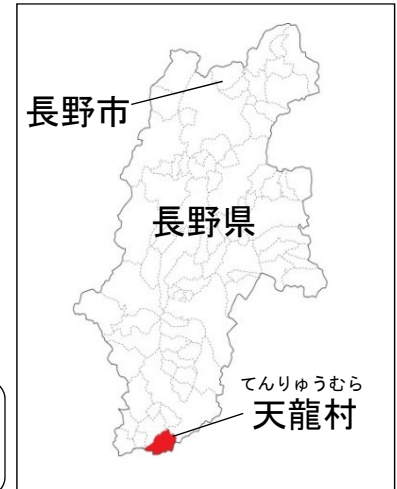
実施期間：平成29年度～平成31年度

整備内容：管路延長 約2.9km

総事業費 約7,100万円

区域内人口：69人

※ 総務省「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会報告書（平成29年7月）」参考資料より総務省作成



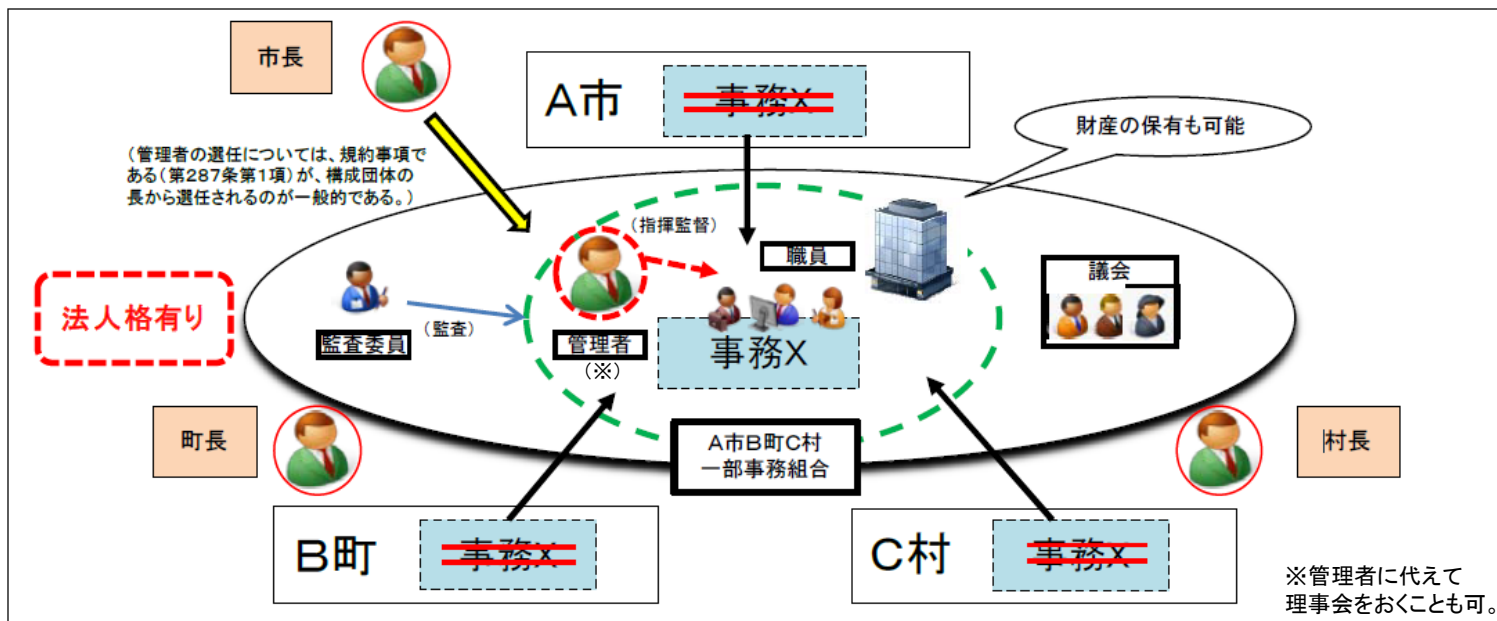
○ 事務の代替執行の活用実績（平成30年7月1日現在）

事務の代替執行の数	上水道に関する事務	公害防止に関する事務	簡易水道に関する事務
3	1 (宗像地区事務組合⇒北九州市)	1 (大崎上島町⇒広島県)	1 (天龍村⇒長野県)

※出典：総務省「平成30年度地方公共団体間の事務共同処理の状況調べ」

一部事務組合

○ 一部事務組合のイメージ



○ 取組事例

西濃環境整備組合(昭和45年設立)

【構成団体】

岐阜県大垣市、瑞穂市、本巣市、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町(3市7町)

【主な共同処理事務】

- ゴミ処理施設の設置及び管理に関する事務
- ゴミ処理施設の余熱を利用した福祉施設(屋内温水プール)の設置及び管理に関する事務



西濃環境保全センター(溶解炉)

大洲・喜多衛生事務組合(昭和37年設立)

【構成団体】

愛媛県大洲市、伊予市、内子町、砥部町(2市2町)

【主な共同処理事務】

- し尿処理



清流園(浄化センター)

○ 一部事務組合の主な処理事務件数(平成30年7月1日現在)

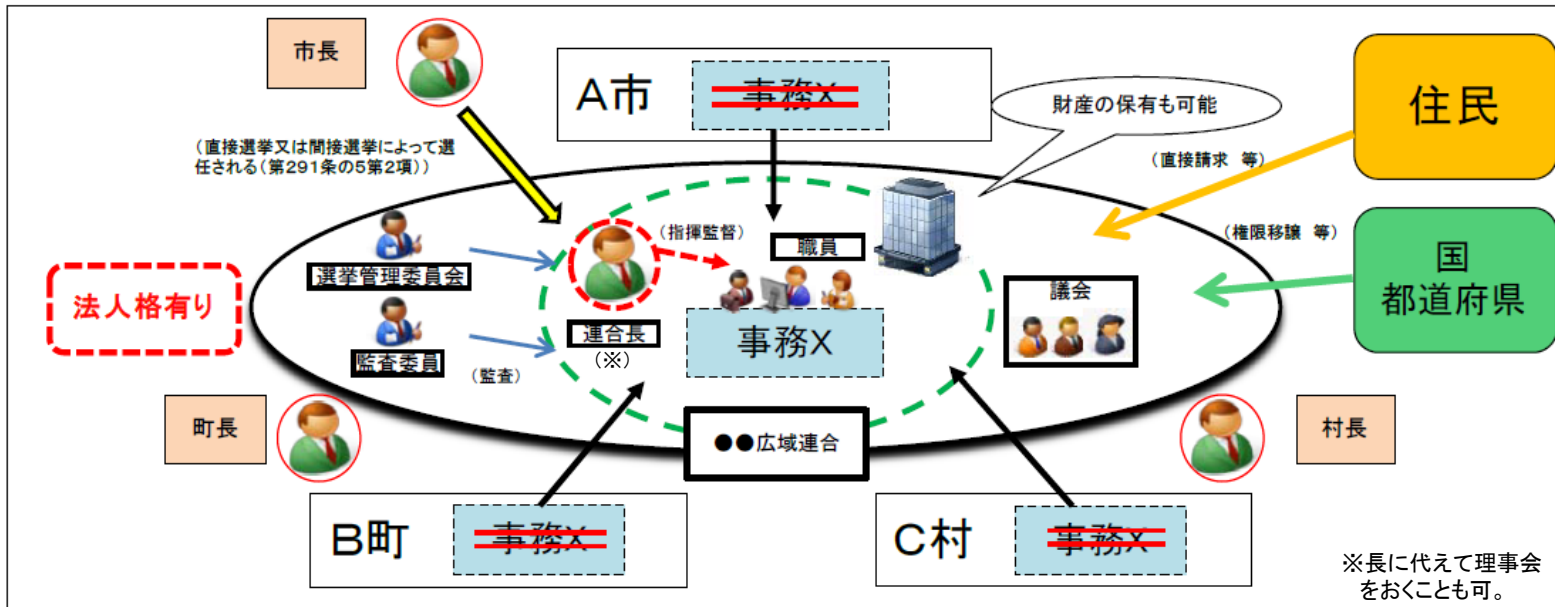
主な処理事務と件数(※)

設置数	主な処理事務と件数(※)								
	ゴミ処理	し尿処理	消防	救急	火葬場	リサイクル施設	保安関係	上水道	林道・林野
1,466	400	326	268	268	218	155	124	98	91

採出典:総務省「平成30年度地方公共団体間の事務共同処理の状況調べ」※複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため、設置数と一致しない場合がある。

広域連合

○ 広域連合のイメージ



○ 取組事例

福岡県介護保険広域連合(平成11年設立)

【構成団体】

福岡県田川市、柳川市、豊前市、うきは市、宮若市
ほか26町2村

【主な共同処理事務】

- 被保険者の資格の管理に関する事務
- 要介護認定及び要支援認定に関する事務
- 保険給付に関する事務



広報誌

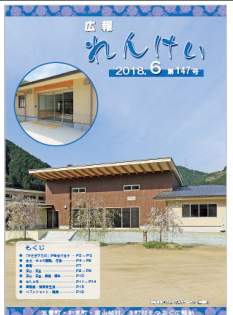
相楽東部広域連合(平成20年設立)

【構成団体】

京都府笠置町、和束町、南山城村(2町1村)

【主な共同処理事務】

- 障害者支援区分審査会の設置・運営に関する事務
- 一般廃棄物の収集・運搬に関する事務
- 教育委員会の設置に関する事務



広報誌

○ 広域連合の主な処理事務件数(平成30年7月1日現在)

設置数	主な処理事務と件数(※)								
	後期高齢者医療	介護区分認定審査	障害区分認定審査	介護保険	ごみ処理	消防	救急	調査研究	し尿処理
116	51	46	31	27	25	22	22	20	17

※出典:総務省「平成30年度地方公共団体間の事務共同処理の状況調べ」※複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため、設置数と一致しない場合がある。8